

○上天草市住宅リフォーム等支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市民が居住する住宅等について増築、改築、補修等のリフォーム及び廃屋の解体（以下「リフォーム等支援事業」という。）を行う場合、予算の範囲内において、当該事業に要する経費の一部を補助することにより、市民の住環境の向上に資するとともに、市内における経済の活性化を図ることを目的とし、上天草市補助金等交付規則（平成16年上天草市規則第35号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に定める用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 人の居住の用に供する家屋をいう。
- (2) 廃屋 明らかに居住又は利用されていないと認められる家屋で、崩壊等の危険、景観上及び周辺環境に悪い影響を及ぼすおそれがあると認められるものをいう。
- (3) リフォーム工事 住宅の増築、改築、補修、修繕、模様替え等を行う工事をいう。
- (4) 解体工事 地面から上部に露出している基礎部分を含む廃屋の解体、撤去及び処分を行う工事をいう。
- (5) 市内施工業者 市内に本社若しくは事業所を有する法人又は個人事業主で、リフォーム等工事又は解体工事を行うことを業としていることが認められる者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号の全てに該当する者とする。

- (1) 上天草市内に住宅を所有し、居住している者。ただし、解体工事に係る廃屋の所有者については、この限りでない。
- (2) 上天草市税を滞納していない者で、その者の世帯に属する者においても上天草市税の滞納がないもの
- (3) この要綱に係る補助金以外に上天草市の他の制度による補助金等の交付を受けていない者

(補助対象工事)

第4条 補助の交付の対象となる工事は、リフォーム等支援事業のうち、別表に掲げるリフォーム工事及び解体工事とし、かつ、当該対象となる工事費の総額（消費税を含む。）が50万円以上の工事とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、リフォーム等支援事業の工事に要した費用のうち、補助対象工事の額の10分の1に相当する額（その額に千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）とし、20万円を限度とする。

2 補助金の交付は、当該住宅及び廃屋につき1回限りとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付の申請をしようとする者は、上天草市住宅リフォーム等支援事業補助金交付申請書（別記第1号様式。以下「申請書」という。）に、次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 市内施工業者の作成した工事見積書（工事内訳明細書）
- (2) 住宅の位置図
- (3) 工事施工箇所の写真（施工前のもの）
- (4) 補助金の交付の申請をしようとする者及びその者の世帯に属する者が上天草市税を滞納していないことを証する書類
- (5) 家屋登記簿謄本又は固定資産税課税台帳の写し
- (6) その他市長が特に必要と認める書類

2 前項の場合において、補助金の交付申請は、リフォーム等支援事業を施工する前に申請しなければならない。

(補助金の交付決定等)

第7条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、これを審査し、適当と認める場合は、交付すべき補助金の額を決定し、上天草市住宅リフォーム等支援事業補助金交付決定通知書（別記第2号様式）により、又は交付しない旨の決定をしたときは、上天草市住宅リフォーム等支援事業補助金不交付決定通知書（別記第3号様式）により、当該補助金を申請した者に通知するものとする。

(補助金の変更交付申請及び変更交付決定)

第8条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、交付の決定を受けたリフォーム等支援事業の内容に変更が生じたときは、上天草市住宅リフォーム等支援事業補助金変更交付申請書（別記第4号様式）に必要な書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請が適当と認めるときは、上天草市住宅リフォーム等支援事業補助金変更交付決定通知書（別記第5号様式）を補助事業者に交付するものとする。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、リフォーム等支援事業の工事が完了したときは、速やかに上天草市住宅

リフォーム等支援事業補助金実績報告書(別記第5号様式。以下「報告書」という。)に、次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 工事施工箇所の写真(施工後のもの)
- (2) 市内施工業者の作成した工事实績内訳書
- (3) 工事代金の領収書及び当該領収書の写し
- (4) その他市長が特に必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の報告書の提出があった場合は、報告書等の書類の審査及びリフォーム等工事又は解体工事の完成検査により、その報告に係る工事の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、上天草市住宅リフォーム等支援事業補助金確定通知書(別記第7号様式)により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 補助事業者は、前条の補助金の額の確定の通知を受けたときは、速やかに上天草市住宅リフォーム等支援事業補助金請求書(別記第8号様式。以下「請求書」という。)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書の提出があったときは、請求を受けた日から30日以内に補助事業者に対し補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第12条 市長は、補助事業者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 偽り又はその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 補助金の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) その他市長が補助金の交付の決定を取り消すべき事由があると認めたとき。

2 前項の規定により補助金の交付決定を取り消された者が、既に補助金の交付を受けているときは、市長の請求に応じ、交付を受けた補助金を返還しなければならない。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年10月1日から施行する。

別表

補助対象工事
1 屋根の葺き替え、塗装等の外装工事 2 壁紙の張替え、間取りの変更、床、天井等の内装工事 3 防音、断熱化工事 4 単独浄化槽及び汲取り式便所からの下水道接続又は合併浄化槽への切替工事（浄化槽の補助対象部分は除く。） 5 建具、畳、ふすま、窓ガラス、サッシ工事 6 バルコニー等の設置又は補修工事 7 バリアフリー対応型住宅改修工事（便器の洋式化、床の段差解消など） 8 浴室、台所、トイレ等の水回りの改修工事 9 倉庫、車庫等の住宅に供するための工事 10 リフォーム工事に伴う照明器具（ＬＥＤ等） 11 廃屋の解体、撤去及び処分を行う工事